

第9章 管理運営

A群：大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容とその活動上の適切性

B群：大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性
--

B群：大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

本学では、大学院に学長を委員長とする「大学院委員会」を設け、本学の専任教授のうち大学院の教育・研究を担当する教授で構成された組織によって管理運営を行っている。大学院委員会では、大学院学則に規定する大学院の教育・研究に関する以下の事項を審議している。

- (1) 研究および教育に関する事項
- (2) 教員の資格審査および昇任推薦に関する事項
- (3) 試験および学位論文の審査に関する事項
- (4) 学生の入学、休学、復学、留学、退学、修了の認定に関する事項
- (5) 学生団体、学生活動および学生の生活指導に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 法令または本学諸規則により、本委員会に付議または諮問された事項
- (8) その他学長が必要と認める事項

学長は、教授会の議長と大学院委員会の委員長を兼ねており、大学院と学部との相互関係の適切性を確保している。大学院委員会には、学長が必要と認めた場合は、その都度構成員以外の教職員の出席を求め参考意見を聴くことができる。

さらに、大学院の専攻に「専攻主任」をおき、学部と大学院における教育・研究の連携についての調整、および各専攻内の教育・研究活動についての調整を行っている。なお、大学院の専攻主任は、学部の学系主任または学系副主任が兼任する形をとっており、学部との調整や連携を確実なものにしている。